

はじめに

高齢者虐待の対応について、東京都では、介護保険制度の定着と相まって顕在化してきた高齢者虐待の深刻な状況を背景に、平成16年12月に「東京都高齢者虐待を考える会」を設置し、平成18年3月に「高齢者虐待防止に向けた体制整備のために―東京都高齢者虐待対応マニュアル―」（東京都マニュアル）を作成しました。

国においては、高齢者の尊厳の保持、権利利益の擁護に資することを目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成18年4月1日から施行され、同月に「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）が作成されました。

この間、高齢者福祉の分野では、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年に向け、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」の構築、深化・推進がなされてきました。また、昨今では、分野や「支える側」・「支えられる側」の枠を越え、一人ひとりが生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現が求められています。

しかしながら、養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数は、近年、増加傾向にあります。

そこで、都はこのたび、高齢者虐待防止の取組の更なる推進に向け、マニュアルを全面改訂いたしました。改訂に当たっては、令和7年3月に改訂された国マニュアルなど高齢者虐待対応に関する最新情報を反映するとともに、都の実情に即した内容や都内区市町村の他地域でも参考になる事例を盛り込みました。日々、現場で高齢者虐待事案の対応に当たっている区市町村や地域包括支援センターの皆様の一助になれば幸いです。

都としましても、引き続き地域包括ケアシステムのマネジメントへの支援と地域共生社会の実現に取り組むとともに、虐待防止を含む高齢者権利擁護の取組を進めてまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願いします。

最後に、本マニュアルの改訂に御協力いただいた方々に、心からお礼申し上げます。

令和8年3月

東京都福祉局長 高崎 秀之

《 目 次 》

第1章 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待の定義と種類	1
(1) 高齢者虐待防止・養護者支援法による定義	1
(2) 高齢者虐待の主な種類	6
(3) 高齢者虐待防止・養護者支援法の取扱いに準じた対応	11
2 高齢者虐待の捉え方や判断について	14
(1) 困難が生じている事実に着目する	14
(2) 虐待しているという「自覚」は問わない	14
(3) 高齢者の「自覚」は問わない	14
(4) 「経済的虐待」の捉え方について	14
(5) 「介護・世話の放棄・放任」の捉え方について	15
(6) 身体的拘束等に対する考え方	15
3 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点	21
(1) 高齢者虐待対応の目的	21
(2) 高齢者虐待対応の基本的な視点	21
(3) 高齢者虐待の未然防止について	24

第2章 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務と役割

1 国及び地方公共団体の責務と役割	25
2 国の役割	27
3 都の役割	29
4 区市町村の責務と役割	34
5 地域包括支援センターの役割	52
6 養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務と役割	55
7 保健・医療・福祉関係者の責務	58
8 国民の責務	58

第3章 高齢者虐待対応における留意事項

1 高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について	59
(1) はじめに	59
(2) 地方自治体の個人情報の取扱い	59
(3) 民間事業者（区市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター、介護 保険事業者、医療機関その他の虐待対応協力者）の個人情報の取扱い	61
2 高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応	63
(1) 高齢者虐待対応を担う区市町村	63
(2) 権限行使が必要な場合の対応	63

第4章 養護者による虐待事案への対応の基本的な流れとポイント

1	3つの段階	66
(1)	初動段階	66
(2)	対応段階	66
(3)	終結段階	66
2	初動段階の評価会議	69
3	対応段階における情報収集と虐待発生要因・課題の整理	70
(1)	対応段階における情報収集と整理	70
(2)	虐待発生要因の明確化	70
(3)	高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題や ニーズの明確化	70
4	対応段階の評価会議	72
(1)	情報の集約・共有	72
(2)	評価	72
(3)	対応段階における再評価	72
5	終結段階	74
6	各段階を踏まえた虐待対応の主なポイント	75
(1)	早期発見	75
(2)	相談・通報等受理の考え方	76
(3)	事実確認（主に初動段階のアセスメント）の考え方	79
(4)	介入拒否がある場合の対応の考え方	93
(5)	虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、対応方針の決定	97
(6)	立入調査	106
(7)	各段階に共通するアセスメント	115
(8)	支援方針の検討・協議	122
(9)	支援の実施	132
(10)	モニタリング	140
7	被虐待高齢者が認知症又はその疑いがある場合の支援のポイント	142
8	養護者支援	143
(1)	養護者（家族等）支援の意義	143
(2)	リスク要因を有する家庭への支援	147
(3)	養護者支援のためのショートステイ居室の確保	148
9	財産上の不当取引による被害の防止	149
(1)	被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介	149
(2)	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の活用	151

第5章 高齢者の保護

1 高齢者と養護者の分離による保護	152
2 区市町村による措置	153
(1) やむを得ない事由による措置の活用についての基本的な考え方	154
(2) やむを得ない事由による措置を行う場合（老人福祉法第10条の4又は第11条第1項第2号）	155
(3) やむを得ない事由による措置活用に向けた体制整備	156
(4) やむを得ない事由による措置の実際	159
(5) 区市町村による措置の活用にあたっての検討視点	161
(6) やむを得ない事由による措置の実施後の支援	162
3 養護老人ホームへの措置（老人福祉法第11条第1項第1号）	164
4 養護委託による措置（老人福祉法第11条第1項第3号）	165
5 虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保	167
(1) 法的根拠	167
(2) 居室の確保等	167
6 措置による入所後の支援	169
7 措置の廃止	170
8 面会の制限と解除	171

第6章 成年後見制度の活用について

1 高齢者虐待と成年後見制度	175
(1) 高齢者虐待において成年後見制度を活用することの意義	175
(2) 成年後見制度の活用が検討される場合	176
2 東京都における成年後見制度推進の取組	181
3 区市町村において求められる今後の対応	183
4 成年後見制度の区市町村長申立て	187

第7章 養介護施設従事者等による虐待事案への対応

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に向けた連携・協働体制の整備	190
(1) 庁内関係部署との連携・協働	190
(2) 都との連携・協働	190
2 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	191
(1) 相談・通報・届出への対応	196
(2) 事実確認の準備と実施	199
(3) 虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、課題の整理、対応方針の決定	207
(4) 虐待発生要因・課題の整理	216
(5) 虐待の再発防止と必要な措置	225
(6) モニタリング・評価	227
(7) 終結段階	229
3 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表	230